

所管部課	企画財政部 企画政策課	部長	神山 尚
件名	東大和市事務決裁規程の一部を改正する訓令について		
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市文書管理規則	
	部課機関		
<p>1 要旨</p> <p>電子決裁機能を有する文書管理システムの導入に伴い、文書の決裁について所要の改正が必要となることから、東大和市事務決裁規程の改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正理由 令和6年1月1日の本稼働を予定している文書管理システムについて、文書の決裁方法が変更になることから、本規程中に「文書管理システムにより、決裁した旨を電子的に表示し、記録する方法による決裁」を新たに加えるため、一部改正を行う。</p> <p>(2) 改正内容 ・第3条の2を追加し、「決裁の方法」を規定 ・第6条「代決の表示」の修正</p> <p>(3) 施行日 令和6年1月1日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 文書管理システムの円滑な稼働が図られる。</p>			
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課による事前審査済み</p>			
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>			
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進める。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。